1. 外国株券等に関する手数料及びその料率 (下線部分変更)

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。)第 86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとお 86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとお りとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に 消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

- (1)(略)
- (2) 外国新株予約権証券、外国投資証券、外国カバードワラント及び外 国株預託証券
 - (1) を準用する。

外国投資信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券 (3)

<u>区分</u>	徴収対象者	徴収料率
預託手数料	預託を行った外	1件につき 2,000円
	国株券等参加者	
振替手数料	渡方及び受方と	1件につき 180円
	なった外国株券	
	等参加者	
交付手数料	交付を受けた外	1件につき 2,000円
	国株券等参加者	
保管手数料	口座残高を有す	売買単位にかかわら
	る外国株券等参	ず、当該銘柄の毎日
	<u>加者</u>	の保管残高ごとに1
		口につき 3/365 円
		(100 万口を超える
		分については1日に
		つき 1/365 円)

(注)機構は、現地保管機関における外国株券等の保管に関し、公租公課 及び名義書換に係る手数料その他の実績相当分が発生した場合は、これを

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。)第 りとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に 消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

- (1) (略)
- (2) 外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国 受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント及び外国株預託証
 - (1) を準用する。

(新設)

新	旧
外国株券等参加者に請求することができるものとする。	

2. 附 則

この改正規定は、平成20年9月29日から施行し、平成20年9月1日以降の手数料額の計算について適用する。

以 上